

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表 (女性活躍推進法第19条第6項及び第21条関係)

特定事業主名： つがる市

令和8年7月27日 公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職 員 区 分	男女の給与の額の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.7%
上記以外の職員	80.8%
全 職 員	62.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 「任期の定めのない常勤職員」のうち、役職段階別

役 職 段 階	男女の給与の額の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	— %
課長相当職	97.7%
課長補佐相当職	100.1%
係長相当職	109.6%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」のうち、勤続年数別

勤 続 年 数	男女の給与の額の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	95.0%
26～30年	93.5%
21～25年	93.2%
16～20年	— %

勤 続 年 数	男女の給与の額の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
11～15年	87.1%
6～10年	92.9%
1～5年	101.6%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」以外の職員について、「除雪等運転職員」は算定の対象に含めていない。
- ・役職段階別の部長・次長相当職について、女性職員の対象者が1名のため非公表。
- ・勤続年数別の36年以上及び16～20年について、女性職員の対象者がいずれも1名のため非公表。

Ⅱ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合とその伸び率

(目標)

- ① 令和13年度までに管理的地位にある職員に占める女性割合を20%以上にする。
- ② 令和13年度までに係長級以上の女性職員の割合を30%以上にする。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	伸び率 (R7-R3年度)
管 理 職	6.7%	8.5%	8.3%	8.0%	14.0%	+ 7.3%
部長・次長相当職	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	+11.1%
課長相当職	8.6%	10.8%	10.5%	7.3%	14.6%	+ 6.0%
課長補佐相当職	16.2%	16.7%	14.3%	16.7%	17.2%	+ 1.0%
係長相当職	39.5%	40.5%	36.6%	43.2%	36.4%	△ 3.1%
係員相当職	36.9%	37.8%	41.4%	37.7%	38.3%	+ 1.4%
全 体	29.8%	30.9%	31.2%	31.1%	31.4%	+ 1.6%

【説明欄】

Ⅲ 採用試験実施状況（令和７年度）

単位：人、（ ）は女性

職 種	応募者	合格者	採用者	採用者に占める 女性の割合
上級行政	20（５）	4（０）	4（０）	0.0％
初級行政	49（22）	15（７）	8（２）	25.0％
保健師	7（７）	2（２）	2（２）	100.0％
学芸員	13（５）	3（１）	1（１）	100.0％
社会福祉士	3（３）	0（０）	－（ ）	－％
消防Ａ	2（０）	0（０）	－（ ）	－％
消防Ｂ	7（０）	2（０）	1（０）	0.0％

Ⅳ 平均継続勤務年数の男女の差異（令和７年度）

男性：１８．３年

女性：１４．２年

Ⅴ 男女別の育児休業取得率、育児休業の取得期間の分布状況

（目標）

令和１３年度までに育児休業を取得する男性職員の取得率を８５％にし、その内、１年以上の育児休業を取得する者の割合を５０％以上にする。

１．男女別の育児休業取得率

		Ｒ３ 年度	Ｒ４ 年度	Ｒ５ 年度	Ｒ６ 年度	Ｒ７ 年度
常勤職員	男性	0.0％	25.0％	20.0％	33.3％	50.0％
	女性	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％
会計年度 任用職員	男性	－％	－％	－％	－％	－％
	女性	－％	－％	－％	－％	100.0％

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	— %	— %	— %	— %
1 週間以上 2 週間未満	— %	— %	— %	— %
2 週間以上 1 月以下	75.0 %	— %	— %	— %
1 月超 3 月以下	— %	— %	— %	— %
3 月超 6 月以下	— %	14.3 %	— %	100.0 %
6 月超 9 月以下	— %	— %	— %	— %
9 月超 1 2 月以下	25.0 %	85.7 %	— %	— %
1 2 月超 2 4 月以下	— %	— %	— %	— %
2 4 月超	— %	— %	— %	— %

【説明欄】

- ・ 会計年度任用職員の育児休業取得率は、令和7年度分より集計し、公表している。
- ・ 令和7年度に、男性の会計年度任用職員で、新たに育児休業が取得可能となった者はいない。

VI 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇取得率、休暇取得日数の分布状況

（目標）

令和13年度までに男性職員の配偶者出産休暇または育児参加休暇の取得割合を95%にする。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7年度取得日数	
83.3 %	75.0 %	80.0 %	50.0 %	62.5 %	5日未満	5日以上
					60.0 %	40.0 %

※ 配偶者出産休暇は3日、育児参加休暇は5日の範囲内で取得可能

VII 職員の勤務時間の状況（令和7年度）

1. 職員一人当たりの各月ごとの平均時間外勤務時間数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	月平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
管理職	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.4
	0.0	0.0	0.6	0.6	1.3	0.0	
管理職以外	4.8	2.2	4.0	16.7	3.4	2.9	5.7
	3.8	4.6	2.0	5.1	13.2	5.8	

2. 超過時間の上限を超えて勤務した職員数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
管理職	0	0	0	1	0	0	0
	0	0	0	0	1	0	
管理職以外	2	0	1	7	1	0	1
	0	1	0	6	13	0	

※ 勤務時間、休暇等に関する条例第7条、規則第9条の2の2に定める各時間

【説明欄】

- ・令和7年7月に参議院議員通常選挙、令和8年2月に衆議院議員総選挙が行われたため、時間外勤務が多くなっている。